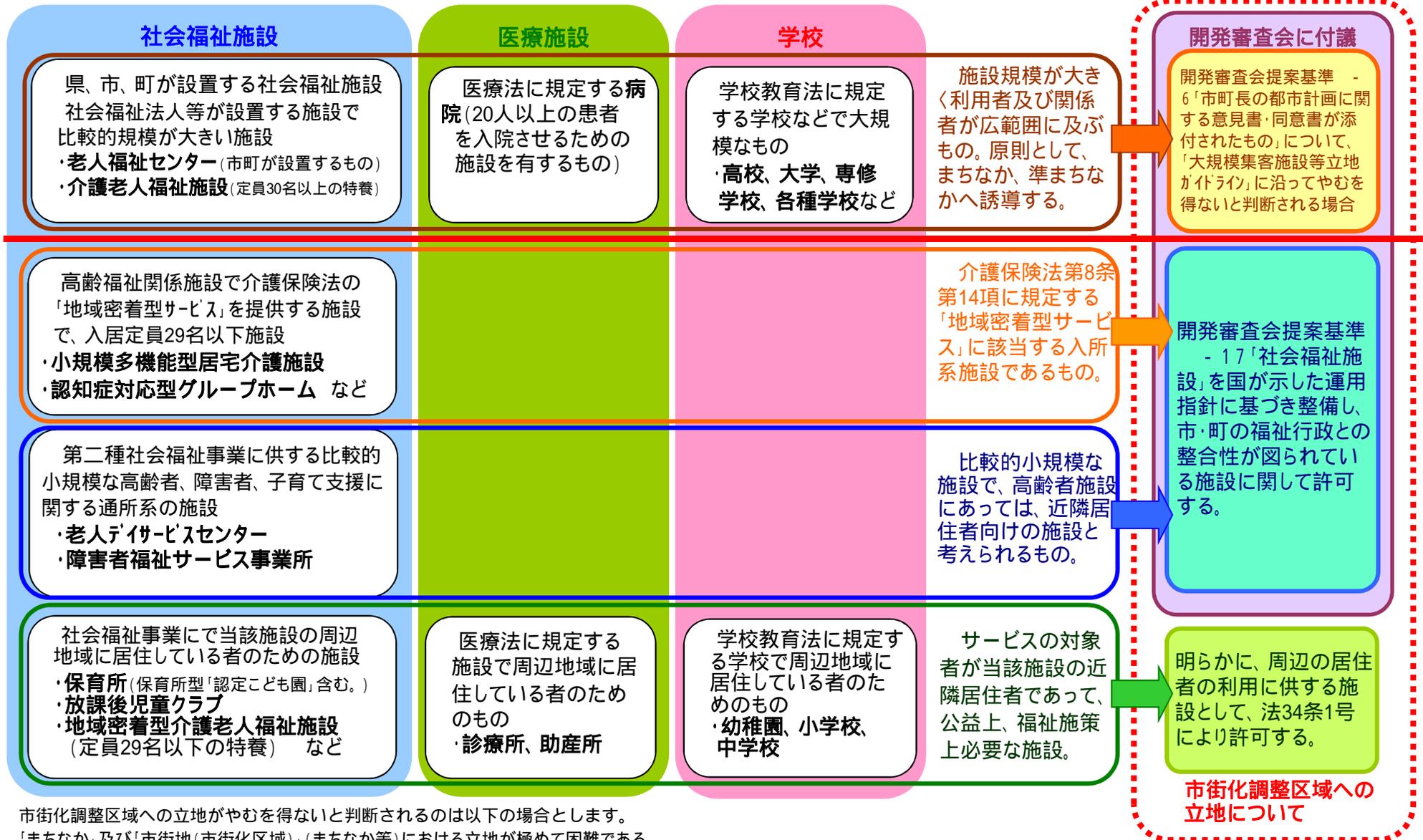


平成19年度の法改正により、許可を要することとなった「社会福祉施設」、「医療施設」、「学校」等の設置誘導の方針



市街化調整区域への立地について

市街化調整区域への立地がやむを得ないと判断されるのは以下の場合とします。
 「まちなか」及び「市街地(市街化区域)」「まちなか等」における立地が極めて困難である
 当該施設の利用者にとって「まちなか等」への通所、通学など、当該施設を利用することが著しく不便である
 当該施設の敷地の周辺が既に公共施設(道路、排水施設、下水道など)の整備がされている